

料金精算機のご利用方法

(対距離料金精算タイプ)



ネクスコ東日本では、各料金所に対して料金精算機の整備を進めています。料金精算機の使用方法は、以下をご確認ください。使用方法が不明な場合は係員呼び出しボタンを押し、係員を呼び出してください。



料金精算機



係員呼び出しボタン

証明書確認用カメラ

障がい者用レバー
(詳細は次ページ)

旧デザインの料金精算機の場合、通行券・乗継券の挿入口とETCカード・クレジットカードの挿入口が別になっておりますが、操作手順は同様です。

ご利用手順(通常利用時)

通行券をお持ちの場合

乗継証明書をお持ちの場合は①へ入れてください

通行券を①へ入れてください

【現金でお支払い】
硬貨を②へ、紙幣を③へ入れてください

【クレジットでお支払い】
ETCカード、またはクレジットカードを①へ入れてください

お釣り(紙幣は③、硬貨は④)をお受け取りください

領収書(利用証明書)が必要な場合、⑤を押してください

通行券をお持ちでない場合 (入口でETCレーンを走行)

ETCカードを①へ入れてください

お願い

・入口料金所でETC走行ができず通行券をお持ちのお客さまで、ETC時間帯割引をご利用の場合は、上記操作前にその旨①右隣にある「係員呼び出しボタン」を押し、係員へお申し出ください。車載器の有無など、各種割引条件が満たされているか確認させていただきます。

・原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした無料措置の適用を受ける場合は、上記操作前に、その旨「係員呼び出しボタン」を押し、係員へお申し出ください。ふるさと帰還通行カードの顔写真など、各種無料措置条件が満たされているか確認させていただきます。

ご利用手順(障がい者割引利用時)

障がい者割引をご利用のお客さま

障がい者割引をご利用される場合は、通常の操作手順の前に以下赤枠内の手順で係員を呼び出してください。
※障がい者割引のETC登録をされているお客さまも、必ず呼び出しをしてください。

障がい者の方は、レバー(↓)を下げ、係員を呼び出してください。

聴覚障がい者の方は、料金精算機右側のボタン(🦋のマークが目印)を押し、係員を呼び出してください。

障がい者手帳の有料道路割引に関する情報の記載箇所、障がい者手帳アプリの当該画面を証明書確認用カメラにかざしてください。係員が確認します。

通行券をお持ちの場合

乗継証明書をお持ちの場合は①へ入れてください

通行券を①へ入れてください

【現金でお支払い】
硬貨を②へ、紙幣を③へ入れてください

【クレジットでお支払い】
ETCカード、またはクレジットカードを①へ入れてください

お釣り(紙幣は③、硬貨は④)をお受け取りください

領収書(利用証明書)が必要な場合、⑤を押してください

通行券をお持ちでない場合
(入口でETCレーンを走行)

ETCカードを①へ入れてください

お願い

- ・障がい者割引のご利用に際しては、市区町村の福祉担当窓口で交付された「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。
- ・お釣り・カードの取り忘れにご注意ください。

聴覚障がい者用ボタンの設置例



障がい者手帳アプリの画面例



利用方法詳細は、「ミライロID」のページをご確認ください。
<https://mirairo-id.jp/>